

# 里内裏一条院の沿革と構成

詫間直樹

はじめに

平安時代中期以降、平安宮内裏と併行して多くの里内裏が天皇の御在所として使用されるようになっていく。本稿は、そうした里内裏の中で、一条・後一条・後朱雀・後冷泉各天皇の里内裏とされた一条院を取り上げ、その沿革および構成について再検討を行うものである。<sup>(1)</sup>一条院は十世紀末より十一世紀中葉にかけて平安宮内裏と並んで最も重用された里内裏の一つであり、その実態を詳細に把握することは、摂関期の政務や儀式を理解する上でも不可欠なものと言える。

一条院は別名「一条大宮院」、「大宮院」などとも呼ばれた。これはその位置が左京の一条大路南、大宮大路東であることによる。後世の史料になるが、『拾芥抄』や『二中歴』では敷地について「二町(丁)」と記す。これは本院たる一条院の一町に、その東隣に存する別院の区画すなわち一条院別納の一町を加えたものと考えられる。<sup>(2)</sup>

一条天皇の時代、一条院は『紫式部日記』に記された天皇の御在所であつ

たため、国文学の方面からいち早く注目される研究対象となっていた。<sup>(3)</sup>

一方、近年では建築史学の分野において、一条院が「陣中」の概念を有する里内裏の早期の例として、また平安宮内裏の建築様式に準じて造営された里内裏の端緒として注目されている。<sup>(4)</sup>

しかし、これまでの一条院に関する研究では、その沿革全体を詳しく述べたものは少なく、また殿舎・門などの構成についても、ある一時期のもののみが復原されるにすぎない。<sup>(5)</sup>そこで本稿では、国文学や建築史学の成果も取り入れながら、皇居として用いられた一条院について、改めて考察を行いたいと思う。

## 一 里内裏一条院の沿革

### (一) 沿革の概要

里内裏として使用される以前の一条院の伝領については、藤原伊尹↓藤原為光↓為光女子(寝殿の上)と伝わり、長徳四年(九九八)には佐伯公行(信濃前司)より東三条院藤原詮子に献上がなされた(『権記』同年十月二十九

日条、『二中歴』、『拾芥抄』。しかし、翌長保元年（九九九）六月十四日に平安宮内裏が焼亡したため、その二日後、一条天皇は母后東三条院詮子の御在所であった一条院に遷御した。ここに里内裏としての一条院の歴史が始まるのである。

## 1 一条天皇朝

一条天皇の在位中において、一条院が里内裏として用いられたのは四度に及ぶ。以下それぞれにつき概略を記しておく。

【第一次里内裏】長保元年六月十六日～長保二年十月十一日

『本朝世紀』長保元年六月十九日条には「（一条院）彼院内造、修理職・木工寮・内匠寮頭已下唯行改作事」とあり、一条院が女院御所から里内裏として用いられるに当たり、その内部において若干の改作が行われたことがうかがえる。しかし、翌長保二年（一〇〇〇）には平安宮内裏の再建が成り、十月十一日、一条天皇は一条院より内裏へ還御した。

【第二次里内裏】長保三年十一月二十二日～長保五年十月八日

長保三年十一月十八日、再び平安宮内裏が焼失し、その四日後、一条天皇は前回と同様一条院に遷り、同院は二度目の里内裏となる。そして約二年後の長保五年十月八日、新造の内裏に還御する。

【第三次里内裏】寛弘三年三月四日～寛弘六年十月五日（焼亡）

ところが、寛弘二年（一〇〇五）十一月十五日または平安宮内裏が焼亡したため、同月二十七日、天皇はいったん東三条殿に遷り、ついで翌寛弘三年三月四日に三度目の里内裏となる一条院へ遷御する。その後、平安宮内裏は早くも同年十二月に再建されるが、この度、天皇は内裏へ戻ろうとはせず、引き続き一条院を御在所とし、寛弘六年十月五日に一条院が焼亡するまで同

院は皇居であり続けたのである。ただし、この間の寛弘五年から翌六年にかけて一条天皇が一時内裏に還御したという説があるが、その当否については次節にて詳しく検討することとしたい。

【第四次里内裏】寛弘七年十一月二十八日（新造）～寛弘八年六月十三日（讓位、同月二十二日崩御）

寛弘六年（一〇〇九）十月五日に焼亡した一条院はすぐに再建に着手されたようであり、翌寛弘七年二月二十七日に造営始が行われ（『左経記』長元年七月十九日条）、四月十日には寝殿が立てられた（『陰陽吉凶抄』）。そして全体の再建が成り、同年十一月二十八日に枇杷殿から新造の一条院へ遷御した。この当時本来の内裏が存したにもかかわらず、何故一条天皇は内裏に還御せず、一条院を再建してまでそこに遷御したかという疑問は残るが、この点については後述する。一条天皇は翌年六月十三日の讓位まで一条院を皇居とし、讓位後も引き続き御在所とするが、同月二十二日、一条院中殿（北対）において崩御した。

## 2 後一条天皇朝

一条天皇崩御後、次の三条天皇は平安宮内裏を皇居としたので、主を失った一条院はしばらく荒廃していたという（『赤染衛門集』）。しかし、長和五年（一〇一六）後一条天皇の即位に伴い、同年六月二日以降、一条院は後一条天皇の皇居として用いられることとなる。ただし一条院遷御の前提として、『小右記』同年正月五日条に、

又三月可遷御（一条院）太宮院、但可改造（後カ）後殿、依院崩御（一条）処也、件事等可在彼十三日定、造宮事、遷御太政官可当御忌方、従土御門院亦当御忌方、仍可遷御一条院者、

とあり、また『同記』同年正月十三日条に、

次可改立北対之日、(来月十四日、)又可壞北対并始院中修造等之日、同勘申也、(中略)新帝先移御<sup>(後一卷)</sup>一条院東二対、其後造作了可渡給北対者、とあるように、かつて一条上皇が崩御した中殿(北対)について改造が行われることとなった。

また寛仁二年(一〇一八)正月三日、後一条天皇は一条院において天皇元服の儀を行ったことも特筆される。一条院のすぐ西側に平安宮が接することから、一条院は西門を正門とするいわゆる「西礼」の里内裏であったので、これを本来の内裏と同じく「東礼」にするために、右仗座を左仗座に移すなどの改作が行われた。例えば、『小右記』寛仁元年(一〇一七)十一月十三日条に「今日壞東対南唐庇板敷改作」と記されている<sup>(一)</sup>とくである。

その後、本来の内裏が再建されたため、寛仁二年四月二十八日、一条院より内裏に遷御となった。そしてこれ以降、後一条天皇は長元九年(一〇三六)四月十七日崩御に至るまでの約十八年間にわたって平安宮内裏に住まい続けた。したがって、後一条朝において一条院が天皇の御在所となったのは、幼少期から元服後しばらくまでの約二年間にすぎなかったのである。

しかし、寛仁二年の内裏遷御以後、一条院が全く未使用になったのかというところではない。『左経記』万寿三年(一〇二六)閏五月二十八日条によれば、後一条天皇の皇后藤原威子が懐妊したため、その御祈のための不動調伏法が一条院において修されている。また『同記』同年六月十六日条には「本御読経所(南面小廊、)新構壇、移一条院御修法、(仁海僧都奉仕也、)但彼一条院壇不壞、是在神事之時、於彼院為令移修、両所相構也」とあるように、本来の内裏にて神事があるため仏事が行えないような場合には、その替わりの場

所として一条院が用いられたのである。これは二年後の万寿五年、同じく皇后藤原威子懐妊に伴う御産御祈でも同様で、同年六月十九日、一条院に「御願七仏薬師」が渡され、同年九月十三日には一条院で行われていた御修法が結願し、仁海僧都が退出している<sup>(6)</sup>。『左経記』。

つまり当時平安宮内裏において神事を行い、その間、併せて仏事を挙行する必要が生じた場合には、近接する一条院において御祈などの仏事が行われていた。そのため、一条院には壇所も設けられていたのである。

また、長元九年(一〇三六)四月、後一条天皇崩御後の雑事定において遺骸をどこに遷すかが議された際には、一条院の北対がその第一候補地として挙げられている。しかしこの時の一条院は「破損殊以甚」という状態であり、破損状況を確認してから決定することとなった。そして検分の結果、「北対頗雖宜、東西北又廂等不全、可無便遷御」というように、やはり破損が進んでいたため一条院への奉遷は実現せず(『左経記』類聚雜例、同年四月十九日条)、母后藤原彰子の意向により、天皇の遺骸は上東門院に遷されることになった。ただし天皇の御棺は一条院の巽角屋(御堂)にて作られている(同、四月二十二日条)。これらからは、一条院の破損が進行しつつも、一方では、引き続き公卿らにより一条院が重視されていた様子をうかがうことができる。

### 3 後朱雀天皇朝

後朱雀天皇は長久三年(一〇四二)在位中二度目となる平安宮内裏焼亡のち、太政官朝所を経て、翌長久四年(一〇四三)三月二十三日、皇居として久しく使用されていなかった一条院を里内裏とした(『百練抄』、『扶桑略記』、『栄花物語』、若杉家文書『反問部類記』)。その遷幸に際しては『陰陽

博士安倍孝重勸進記』に「長久四年勸申遷幸一条院作法事」とあるように、陰陽師によってその作法が勸申された。また『陰陽吉凶抄』によれば、これより先の同年正月八日に「一条院対屋」が建てられていることがわかる。それ以前に一条院の対が焼失したことは確認できないが、右述のように後一条朝末年には殿舎の破損が大きかったらしいので、この対屋も経年による老朽化のため、後朱雀天皇の一条院遷御が決まってから新造に近い形で造営されたのではないかと考えられる。

しかしこの度里内裏となった一条院は、同年末の十二月一日に焼亡してしまい、結局、後朱雀天皇が同所に滞在したのはわずか八箇月余りに止まった。

#### 4 後冷泉天皇朝

長久四年十二月に焼亡した一条院は、天喜三年（一〇五五）八月三日の上棟を経て、翌天喜四年（一〇五六）二月二十二日に至り再建された。これに関して、『中右記』天永三年（一一一二）八月十九日条には次のように記されている。

近代里亭皇居造営記不尋得也、其故者、或渡御院御所、或渡御臣下家、本被作皇居之家久不見也、但去天喜三年八月三日一条院棟上之日、上卿以下不参、院御時承保三年八月卅日六条殿棟上之日、行事上卿以下参入、諸司羞饌、又里亭棟上件両度不令打鼓之由、官申上也、

白河院政期（鳥羽朝）の天永三年当時、里内裏造営記録が得られない理由として、「本被作皇居之家」すなわち当初より皇居として造営された里内裏が久しく見えないことを挙げている。しかしそうした中で、天喜三年上棟し、翌四年に再建された一条院は「本被作皇居之家」の例と見なされているのである。すなわち、この天喜度一条院の特徴として、その建築様式が本来の内

裏に准じるものとして造営されたことが挙げられる。これは「仁寿殿」が安鎮法壇所とされたこと（『阿婆縛抄』所収安鎮法日記集）からもそのように考えられている。<sup>7</sup>このように後冷泉朝に再建された天喜度一条院は、平安宮内裏を模した里内裏の系列に相当するものであり、『殿暦』天永三年五月十五日条ではこれを「内裏躰」と表記する）、後世、本格的に平安宮内裏を模して造られた里内裏である土御門烏丸内裏に先行するものと位置づけられる。

またこの度の一条院再建において、朝廷は造営経費節約と工期短縮のため、五年前に新造された冷泉院を解体し、それを移築する方式を採用した。移築が開始されたのは、天喜三年六月七日であり（『百練抄』）、そこから一年以内に造営が完了したのである。この移築作業（冷泉院の解体と資材運搬など）は諸国に宛てられたが、当時併行して平安宮内裏も造営中であつたため、その造営国を除いて移築が宛てられた。<sup>8</sup>

さらに、移築だけでは済まない造営費は、平安宮内裏の造営と同様、諸国に宛てられ（国宛）、在地にも造営経費や資材が賦課されている。例えば美濃国では大井荘に対して「一条院造廊作米」<sup>9</sup>が、摂津国では水無瀬荘に対して「一条院御材木」<sup>10</sup>がそれぞれ賦課されており、かかる負担は国司によって荘園・公領を問わない一國平均役として課されたものと考えられる。

しかし、こうして再建された天喜度一条院も三年後の康平二年（一〇五九）正月八日に焼亡する。ここに一条院は、長保元年（九九九）以降約六十年間にわたり続いた里内裏としての終焉を迎えることとなった。ただし、その後の白河院政期において一条院の再建計画が持ち上がるので、これについては第三章において述べることにする。

(二) 一条朝後期における御在所の問題

1 寛弘五、六年の御在所

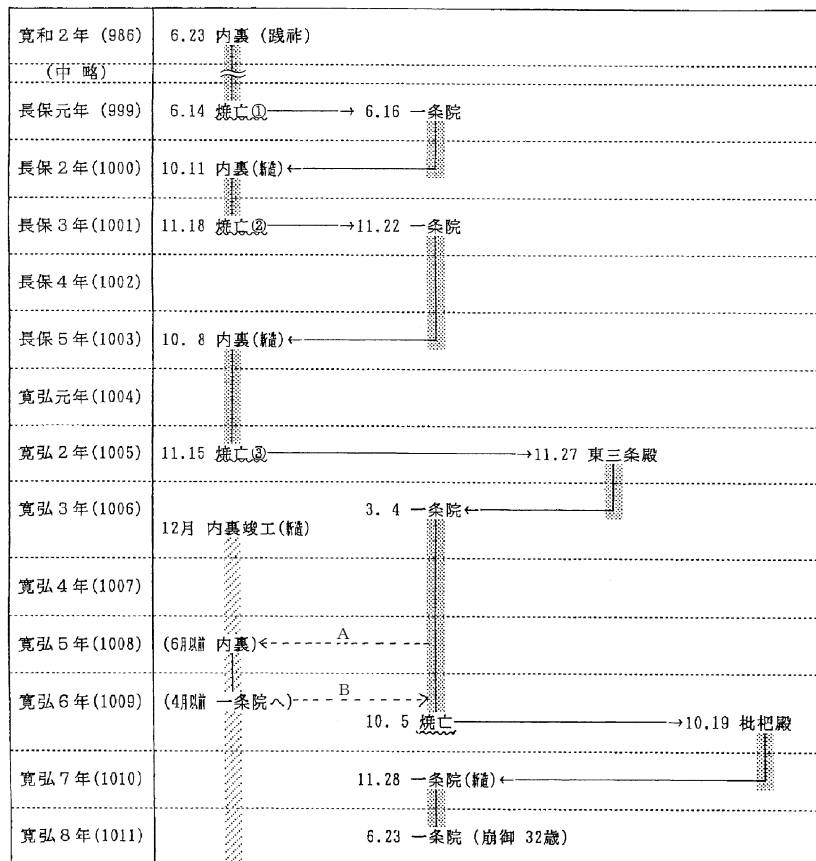
一条朝後期の御在所の沿革については、前節でも述べたように、寛弘二年(一〇〇五)十一月十五日、一条朝において三度目となる内裏焼亡ののち、一条天皇は東三条殿を経て翌寛弘三年三月四日に里内裏一条院に遷御すると、寛弘六年(一〇〇九)十月五日に一条院が焼亡するまで、約三年半の間、継続して一条院を皇居としたするのが古くからの通説である。<sup>(11)</sup>

ただし寛弘二年十一月に焼亡した内裏は、一年後の寛弘三年(一〇〇六)十二月には新造されており、<sup>(12)</sup>同年十二月二十六日が遷御予定日となっていた。<sup>(13)</sup>しかし、実際にはこの日に遷御は行われなかった。つまりこれ以降は平安宮内裏と里内裏とが併存する状態であったのであり、<sup>(14)</sup>ここに、次に取り上げる新説が出される背景があった。橋本義彦氏は先の通説に対し、一条朝後期の御在所の変遷に関して次のような説を提示された。<sup>(15)</sup>

天皇が実際に<sup>A</sup>内裏に還御したのは寛弘五年の五、六月頃らしく、しかも翌年の四月にはすでに一条院に遷っていると推測される(『御堂関白記』『権記』等)。(A・Bの傍線は引用者)

すなわち、橋本氏は通説に対し、一条天皇が一年足らずとはいえ寛弘五年から翌六年にかけて本来の内裏に還御していたと考えられたのである。これを表にして示すと下のようになる(便宜、一条朝全体の皇居の変遷を示す)。その典拠には『御堂関白記』および『権記』を挙げているが、具体的に何日条であるかを記されていないので、改めて両日記に当たり、それを推定しなければならない。

一条朝における皇居の変遷



まず傍線部Aの典拠については、橋本氏が作成された「歴代皇居略年表」によれば、典拠欄には『御堂関白記』のみを記すので、次のような二つの史料に基づいたものと考えられる。

〔史料1〕『御堂関白記』寛弘五年(一〇〇八)六月十三日条

従大裏、<sup>(皇子)</sup>為中宮、以勝算、於大裏御修善、番僧廿口、

〔史料2〕『御堂関白記』同年六月十四日条

中宮参大内、御々車、自余如常、御上御在所、宮修善、明救僧都奉仕、  
三七日結願、

推察するに、橋本氏はこれら『御堂関白記』にみえる「大裏」「大内」などを本来の内裏と解されて、Aのように考えられたのではなからうか。例えば『愚管抄』巻五に「公事ハ大内コソ本ナレ」とあるように、「大内」という用語は、一般には平安宮内裏を指し示すものとして使われるからである。この解釈の可否は、次項で改めて検討することとして、先に傍線部Bの典拠について見ておこう。同じく「歴代皇居略年表」では、典拠欄に『御堂関白記』と『権記』が記されているので、次のような史料に基づいたものと推測する。

〈史料3〉『御堂関白記』寛弘六年（一一〇九）四月六日条

一条院東町、木守男、午時許死、件町候内膳所也、

〈史料4〉『権記』同日条

今日、別納有死穢、仍内裏同触穢云々、

〈史料3〉と〈史料4〉は同日の記事であり、一条院東町は別納とも呼ばれることから、『権記』に記す「別納有死穢」とは『御堂関白記』が記すように一条院の東町における木守男の死の穢のことである。そして『権記』によればこの穢によって「内裏同触穢」とあるので、ここでの「内裏」は里内裏一条院を意味していることがわかる。橋本氏はこれら〈史料1〉〜〈史料4〉などに基づいて前記A・Bのように考えられたのだと思われる。そしてこの説は、その後の研究において踏襲されているものもある<sup>(16)</sup>。

このように、一条朝後期の御在所の変遷については、現在までに部分的に二つの異なる説があるが、そのいずれが正しいかを判断しなければならない。そこで私見を述べたいと思うが、結論的には、通説のごとく寛弘三年三月四

日の一条院遷御から寛弘六年十月五日の一条院焼亡までの約三年半の間、皇居は一条院のままであったと考える。したがって、寛弘五年五、六月頃より翌年の四月初め頃まで一条天皇が平安宮内裏を居所としたとは見ない。その根拠となる史料を次に列記する。

〈史料5〉『御堂関白記』寛弘五年十月十六日条

早旦御装束了、参太内、巳二点御出東門、午一点幸着、

この事例では、「太内」たる皇居の「東門」から一条天皇が出御しているわけであるが、「東門」の存在は、この皇居が内裏ではなく里内裏一条院であることを示している。

〈史料6〉『御産部類記』後一条院（小右記）寛弘五年十一月十七日条

<sup>(彰子)</sup>中宮成二点行啓、〈出自本宮西門、入給自大宮院東面北門、〉

中宮藤原彰子は本宮から「大宮院」に入御したが、上述のごとく「大宮院」とは一条院の別称であるので、このときの皇居が里内裏一条院であったことを示している。

〈史料7〉『御産部類記』後一条院（不知記）寛弘五年十一月二十日条

五節、参内裏云々、于時御一条院、

この史料からは、明らかにこのときの「内裏」が一条院であったことがわかる。

〈史料8〉『権記』寛弘六年（一一〇九）正月二日条

黄昏参内、於中宮拜礼、南中門西掖片庇有中宮大饗、

もしこのときの皇居が平安宮内裏であれば、正月二日の中宮大饗は内裏北方の玄輝門東西廊において行われたはずであるが、『権記』の記主藤原行成<sup>(17)</sup>が参内したこの皇居では「南中門西掖片庇」において举行されている。よっ

て、このことから当時の皇居は平安宮内裏ではなく里内裏一条院であり、中宮彰子も一条院にいたことが理解される。

〈史料9〉『権記』寛弘六年三月十四日条

有申文事、(中略)展縣紙見文、一枚尾張匙文、下野匙文、一枚左少史宣理馬料文、一々見了、以左手引取縣紙、(因)此院儀、於内裏以右手可取也、)

この日に結政が行われ、諸国の匙文や馬料文を取るときの作法を記しているが、左手で縣紙を引取ったのは、割注部分に「因此院儀、於内裏以右手可取也」とあるように、「此院儀」すなわち一条院における儀式作法に依ったからであり、本来の内裏であれば右手で取るべきものであったことがわかる。また同日条では別の箇所で「花徳門代」「敷政門代」などとも見えるのであるが、これらは里内裏において本来の内裏の諸門に准じて呼称した門号である。したがってこの時点においても皇居は里内裏一条院であったことが指摘できよう。

以上の史料はすべて寛弘五年六月から寛弘六年四月までの期間におけるものであるが、いずれも皇居が本来の内裏ではなく、一条院であったことを示している。そして実際に本来の内裏へ遷御した事実を示す徴証もないのである。よって、通説に立てば〈史料3〉(史料4)は一条院が御在所として変わらず続いていることを示すものとなる。したがって、問題は〈史料1〉(史料2)の『御堂関白記』における皇居の表記をどう解釈するかであろう。

## 2 『御堂関白記』における皇居の表記

まず〈史料2〉に見える「大内」の検討を行いたい。『御堂関白記』における「大内」もしくは「太内」の用例には、次のようなものがある。<sup>18)</sup>

ア. 寛弘元年(一〇〇四)三月十四日条「参大内」……このとき一条天皇は本来の内裏にいたので、「大内」は平安宮内裏を指している。

イ. 同年五月七日条「参大内、着左杖座」……このときも天皇は本来の内裏にいたので、「大内」とは同じく平安宮内裏を指す。

ウ. 寛弘五年(一〇〇八)正月二十日条「参大内」……この時点では、天皇は里内裏一条院にいたので、ここでの「大内」は一条院を指すものとして使われている。

エ. 同年十月十六日条「参太内、巳二点御出東門」……この史料は先掲(史料5)と同じものであり、この場合の「太内」も一条院を指す。

オ. 同年十一月十七日条「参中宮太内、御輿、若宮金造車」……この史料は先掲(史料6)と同日のものであることから、この場合の「太内」も一条院を指す。

カ. 寛弘七年(一〇一〇)正月一日条「従朝小雨時々降、雨間有拜礼、参太内、小朝拜、御薬事依例、南殿御出」……この前年の十月五日、皇居であった一条院は焼亡し、十月十九日以降、枇杷殿が一条天皇の里内裏となっていた。これは寛弘七年の十一月二十八日まで続く。したがって、正月一日の時点で皇居は枇杷殿であり、道長はその里内裏枇杷殿を指して「太内」と記していることになる。

キ. 寛弘七年閏二月二十三日条「仁王会、大極殿百講、参人省、事了参太内、為太裏御七仏薬初作、御等身、皆金色」……このときも皇居は里内裏枇杷殿であったので、ここに見える「太内」も本来の内裏ではなく、枇杷殿を指すものと考えられる。

以上の事例から、『御堂関白記』に記される「大内」「太内」の用例は、平

安宮内裏を指す場合（ア、イ）だけでなく、里内裏を指す場合（ウ、キ）も多かったことがわかる。すなわち、道長が日記に記す「大内」「太内」は、本来の内裏以外に、その時々<sup>19</sup>の里内裏を指し示す言葉としても使われていたのである。したがって、同記におけるこうした表記の傾向からすると、（史料2）に見える「大内」を一条院と見ても差支えないであろう。

次に（史料1）に見える「大裏」の解釈に移る。『御堂関白記』における「大裏」もしくは「太裏」の用例としては以下のようなものがある。<sup>20</sup>

a. 寛弘六年（一〇〇九）四月二十四日条「祭事如常、見物、依大裏穢、不立中宮使」・・・このとき平安宮内裏はあるが、天皇は一条院にいたので、ここでの「大裏」は里内裏一条院を指すものと考えられる。なお「大裏穢」というのは、同月六日に生じた一条院別納における死穢（史料4）に関わるものであろう。

b. 寛弘七年（一〇一〇）二月二十九日条「公家被修五檀御修善、大裏并所々、此外於中堂」・・・このときも平安宮内裏はあるが、天皇は枇杷殿にいたので、この「大裏」は里内裏枇杷殿を指すものと考えられる。枇杷殿には「中堂」が存在することもその証左となる。<sup>21</sup>

c. 同年 閏二月二十三日条「仁王会、大極殿百講、参八省、事了参太内、為太裏御七仏菓初作、御等身、皆金色」・・・この場合の「太裏」は、御在所を指すのではなく、一条天皇その人を指す意味で使用されている。

d. 寛弘八年（一〇一一）二月十八日条「有太裏犬産触穢云々」・・・平安宮内裏はあるが天皇は一条院にいたので、この「太裏」は里内裏一条院を指すものと考えられる。

以上は一条朝の事例であるが、さらに三条朝および後一条朝の事例を検討

してみよう。

e. 長和元年（一〇一二）二月八日条「今日太裏令取御齒云々」・・・この場合は、先のcと同じように御在所ではなく三条天皇を指すものである。

f. 同年 三月二十三日条「定一条院御法事雑事、（中略）件人々先参太裏御読初、次参一条」・・・このとき三条天皇は平安宮内裏におり、しかもここでは「太裏」が「一条」院と区別して記されているので、ここでの「太裏」は平安宮内裏を指す。

g. 寛仁二年（一〇一八）三月十六日条「大裏季御読経初、終日雨降、有雨間欲参内無間、仍不参」・・・このとき平安宮内裏は造営中であり、<sup>22</sup>後一条天皇は一条院にいたので、ここでの「大裏」は一条院を指すものと考えられる。

h. 同年 四月二十五日条「参太裏見造作所々、無便所々可猶由仰置、撰政被参、又上仰七、八人許同道、還参内、候宿」・・・この場合は道長が「太裏」に参上して造作の所々を見たというのであるから、「太裏」は造営中の平安宮内裏を意味している。

i. 同年 四月二十八日条「早朝向新造太裏、与撰政御装束等事催行、還参、行幸時申時也」・・・この場合も道長が新造の「太裏」に向かい、装束等の事を催行したというのであるから、「太裏」は竣工された平安宮内裏を指している。

これらの事例からすれば、『御堂関白記』における「大裏」「太裏」の用例には、f・h・iのように平安宮内裏を指すものがあるが、一方でa・b・d・gの例などは、平安宮内裏が存在するにもかかわらず、天皇が実際に居所としていたその時々<sup>19</sup>の里内裏を指しているものと考えられる（c・eは天

皇を指す)。

このことを踏まえて再び(史料1)にもどるならば、そこに見える「大裏」も、平安宮内裏が存在するにもかかわらず一条院を指しているものと見てよいと思われる。要するに、『御堂関白記』にみえる「大裏」とは、平安宮内裏・里内裏ともに指し示す語句として使われているのであり、広義には「天皇の居所」という意味になるであろう。なお『権記』においては、(史料4)の「内裏」は一条院を指すが、(史料9)の「内裏」は本来の内裏を指し、「内裏」の語が両方の意味で用いられている。

以上より、一条朝後期の御在所については、寛弘三年三月四日の一条院遷御から寛弘六年十月五日の一条院焼亡までの約三年半、皇居は一条院のままであり、その間、寛弘三年十二月に平安宮内裏の新造は成ったが、そこへの還御はなかったものと結論する。<sup>(23)</sup>

### 3 一条天皇が平安宮内裏へ還御しなかった理由

ところで、こうした皇居の変遷において問題となるものが一つある。それは、寛弘三年十二月に平安宮内裏の新造が成ったにもかかわらず、なぜその後、一条天皇はそこへ還御しなかったのかということである。<sup>(24)</sup>特に寛弘六年十月の一条院焼亡後には、平安宮内裏が存在していたのであるから、そこへ還御しても不思議ではないのに、ここでも平安宮内裏ではなく枇杷殿が皇居として選ばれたのである。<sup>(25)</sup>

この問題を考えるに当たり、古記録ではその理由を記したものが確認できないが、『栄花物語』(巻第八、はつはな)に見える次の記述が参考となる。

(寛弘三年)  
今年の十一月に内焼けぬれば、五節もえ参るまじうなりぬ、かく内のしげう焼くるを、みかどいみじき事におぼし嘆きて、いかでなほさもあり

ぬべくは、疾くおりなん、とのみおぼし急ぎたり、

佐々木文昭氏はこの一節を引用した上で、一条天皇が一条院焼亡後も内裏に還御しなかった理由は、在位中四度目となる新たな内裏焼亡を恐れたからであり、また同天皇が次期天皇(三条天皇)に新造同様のままで内裏を譲るという意味が込められていたのではないかと指摘された。<sup>(26)</sup>この見解には従ってよいものと思われる。

また、三条天皇のときにも『栄花物語』(巻第十二、たまのむらぎく)に次のような記載がある。

かくて内裏造り出づれば、十月(長和四年)に入らせ給ふ。(中略) いかがしけん、火出で来て内焼けぬ、(中略) 下りさせ給はむにも、内などよく造りて、例の作法にてとおぼしめしつるに、返す返す口惜しく、さりとして又造り出でんを待たせ給ふべきならずと、心憂き世の嘆きなり、

ここからは、三条天皇も次期天皇(後一条天皇)への譲位は本来の内裏の造営が終了した後に行いたいと考えていたことがうかがえ、やはり新天皇には内裏を完全な状態で伝えたかったことを示している。

この当時、内裏居住は内裏焼亡へとつながる危険性が大きかったことから、一条天皇はその在位後期において平安宮内裏への還御を避けたのであろう。そうすることにより、実際、平安宮内裏は無事に三条天皇へと引き継がれた。また平安宮内裏が再び焼けてさらなる再建となると、当然、国家財政の上でも大きな問題となり、その分、諸国へも負担が増加されることとなる。一条天皇が在位後期において平安宮内裏に還御しなかったのは、このような天皇の叡慮によるものと考えられるのである。

## 二 里内裏一条院の構成

本章では、里内裏一条院の殿舎構成とその変遷について検討する。前章で述べたように、一条院は寛弘六年（一〇〇九）・長久四年（一〇四三）・康平二年（一〇五九）の三度にわたり焼亡する。したがって、これを目安として一条院の変遷を、

第一期・・・長保元年（遷幸）から寛弘六年（焼亡）まで  
第二期・・・寛弘七年（再建）から長久四年（焼亡）まで  
第三期・・・天喜四年（再建）から康平二年（焼亡）まで

という三つの時期に区分し、各時期ごとに殿舎や門などの構成を復原していきたいと思う。その場合、部分的にも指図が記される院政期以降の里内裏と異なり、一条院については指図が残されていないので、古記録等に現れる殿舎や門などの名称を集積して復原する方法を採ることになる。<sup>(27)</sup>

### (一) 第一期一条院の構成

【第一次里内裏】長保元年（九九九）六月十六日〜長保二年十月十一日

この時期の里内裏一条院の構成がうかがえる史料としてしばしば引用されるのは、次に記す『権記』長保元年七月十三日条である。

紫宸殿分用南殿、仁寿殿分用西对、綾綺殿分用東对、清凉殿分用御中殿、  
承明門分用西中門、建礼門分用西門并織部司南門等間、・・・

これは九日後の七月二十二日に一条院で催される宮中臨時仁王会の料米を分配するに当たって、平安宮内裏の各殿舎や門を一条院に当てはめたものであ

る。特に「承明門分用西中門」、「建礼門分用西門并織部司南門」の記事からは、この当時、一条院には南中門および南門が存在しなかったことがわかる。また『権記』の翌長保二年七月二十七日条には相撲召合のための一条院の装束について「東西中門以南廊為相撲屋、各廊南構幄、同為相撲幕所」と見える。この記述からも東西中門以南の廊には東西方向の廊はなく、したがって南中門もなかったことが推測される。

また上記の『権記』長保元年七月十三日条の記事からは、西門と並んで織部司南門等が建礼門になぞらえられていることも注目される。第三次里内裏の時期になるが、寛弘六年四月十五日には、内裏（一条院）触穢により織部司南門において大祓も行われている（『日本紀略』同日条）。大祓は本来の内裏であれば建礼門で行われる場合が多いので、これも織部司南門が里内裏一条院において建礼門になぞらえられたことを示すものと言える。とすれば、第一期一条院においては、やはり南門が存在しなかったと考えられる。しかし、儀式や祭祀を一条院で行うに当たっては、その代替として一条院の南に位置する織部司の領域を里内裏空間に含めて扱うという認識が存在したことが知られ、この点は注目すべきであろう。

以上の所見に他の史料も加えて、第一期の第一次里内裏期間に見える殿舎および門の名称をまとめると次のごとくである。

・南殿（寢殿） 『本朝世紀』長保元年六月十六日条、『権記』長保元年七月十三日条ほか

・中殿（北对） 『権記』長保元年六月十六日条ほか

中殿は北対とも称され、そこには鬼間・上御局（上壺寝）・南廂・南又廂等が存在した。<sup>(29)</sup>

- ・東対 『権記』長保元年七月十三日条ほか
- ・西対 『権記』長保元年七月十三日条ほか
- ・北二対 『権記』長保二年二月十八日条ほか
- ・東北対 『権記』長保元年九月八日条ほか
- ・乾舎 『小右記』長保元年七月二日条

『小右記』同日条には「入自院西門、奉移院乾舎、（今日新造之、）とある。これは御竈神を一条院へ移したときのものであり、乾舎はそれに際して新造されている。

- ・七間檜皮屋 『本朝世紀』長保元年三月十六日条

『本朝世紀』同日条によれば、「七間檜皮屋」は「西台」（西対）の西方に有り、南三間を蔵人所雑色以下少舎人以上の座となすと記されている。

なお太田静六氏はこれを西二対と見ているが、「西二対」と呼ばれた徴証は確認できない。

- ・東中門 『権記』長保元年七月十三日条ほか
- ・西中門 『本朝世紀』長保元年六月十六日条ほか
- ・東西中門以南廊 『権記』長保元年七月十三日条
- ・西門 『本朝世紀』長保元年六月十六日条、『小右記』長保元年七月二日条、『権記』長保元年七月十三日条・長保二年十月十一日条ほか
- ・西南小門 『権記』長保元年十二月十七日条
- ・『小右記』長保元年七月二十三日条には「西小門」と見える。
- ・東北門 『権記』長保元年七月十三日条ほか
- ・織部司南門 『権記』長保元年七月十三日条ほか

【第二次里内裏】長保三年（一〇〇一）十一月二十二日〜長保五年十月八日  
第一期の第二次里内裏期間中も第一次の構成と殆ど変わりがないが、第一次の期間において見えなかった名称のみを挙げておく。

- ・東対南廊 『本朝世紀』長保五年正月十九日条
- 賭弓において、東対南廊北第一間を御所としている。

・東中門南脇門 『本朝世紀』長保四年十月二十二日条  
これらについても第一次より存在したと見てよいであろう。なお、『本朝世紀』長保五年正月一日条によれば、元日の朝拝に際して西中門を「承明門」と見なしている。このことから、この時点でも一条院にはまだ南中門が存在していなかったと考えられる。

またこの期間中には、「今夜出宮、御南院（『本朝世紀』長保四年八月八日条）という記事も見える。「南院」の表記は他で殆ど見られないが、位置的関係からして一条院の南側にある織部司の一面を指す可能性もあろう。そうであれば、一条天皇が宮Ⅱ一条院を出て、南院Ⅱ織部司へ出御したことを示すものとなる。

【第三次里内裏】寛弘三年（一〇〇六）三月四日〜寛弘六年十月五日

同じように、第一次・第二次の里内裏期間中に見えず、この第三次里内裏において確認できる殿舎・門等の名称を以下掲げる。

- ・中殿（北対）における西又廂、西階
- 『御堂関白記』寛弘四年四月二十五日条ほか
- ・東門 『御堂関白記』寛弘五年十月十六日条ほか
- ・東面北門（東北門）『御産部類記』所引小右記寛弘五年十一月十七日条
- これらについても第一次より存在していたと考えられる。

・南閣 『重陽菊花宴記』寛弘四年九月九日条

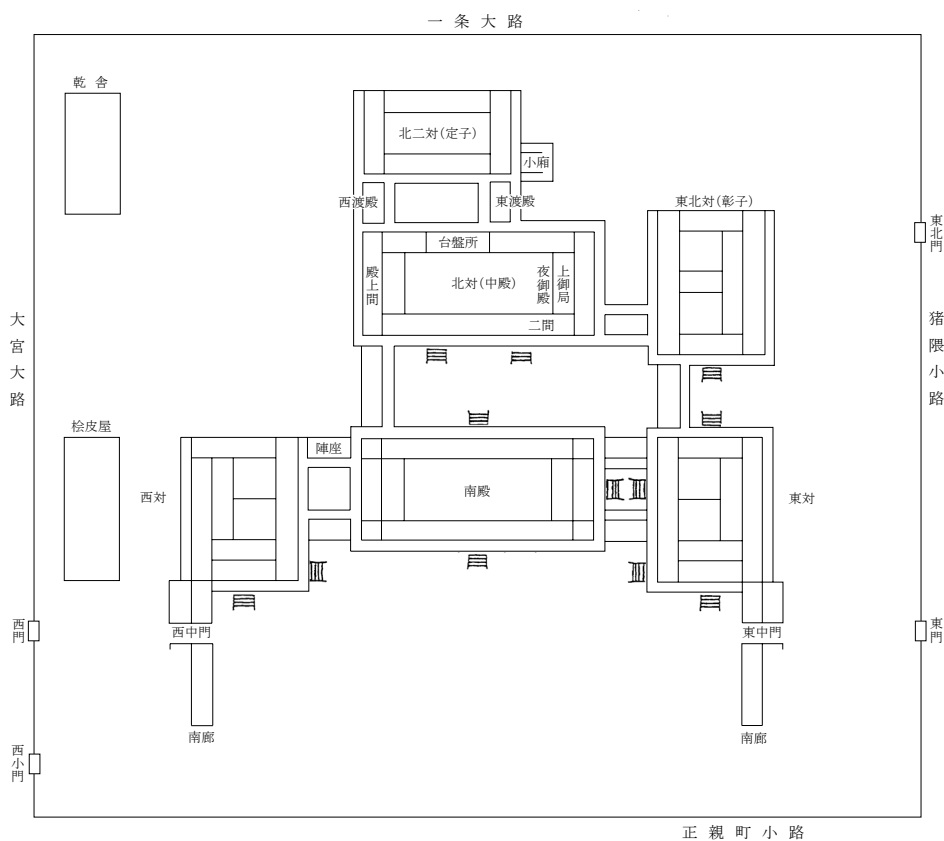
伏見宮本『重陽菊花宴記』<sup>(31)</sup>は、寛弘四年九月九日、里内裏一条院において催された重陽菊花宴の記録であり、その中に「此日菊花宴也、皇帝御一条院矣、新建南閣為外弁公卿以下参入之道、<sup>(一)</sup>・・・皇帝出御南殿、左右近衛陣南階東西如常、右大臣・・・出就外弁、少納言資平・・・等同候南門、西掖造片庇為外弁所、暫之開門、<sup>(二)</sup>・・・此左右兵衛陣南閣、東西外弁幔南、左右衛門陣、内弁（左大臣、召舍人、々々於閣外称唯如例」という記載がある。ここで新たに建てられた「南閣」については、平安宮内裏の閣門である承明門に相当する門であると考えられる。<sup>(32)</sup> そうであれば、南閣は南中門となり、今までの一条院にはなかった南中門がこれ以降存在することとなる。

・南中門西掖片庇 『権記』寛弘六年正月二日条

この「南中門」について、山本利達氏は東対と東北対を結ぶ廊の間にあった門と考えられている。<sup>(33)</sup> しかし「南中門」の「西掖片庇」とあること、また右の『重陽菊花宴記』で見たように、これ以前に「南閣」の存在が確認できることから、やはりこれは南中門そのものと考えるのが自然であろう。つまり、その西側に片庇が存したのである。なお『重陽菊花宴記』には「少納言資平・・・等同候南門、西掖造片庇為外弁所」とあるが、この「南門」の西掖に片庇が造られたというのであるから、ここで言う「南門」は南中門と同義と考えられる。また「西掖片庇」の記事から、南中門の東西に付く廊の存在も推測される。

第一期一条院においては、当初は南中門が建てられていなかったが、一条院が三たび皇居となる第三次里内裏の期間より、南中門等が新たに造営され

【図1】第二期里内裏一条院の復原案



○第三次里内裏では、これに南中門等が加わる。  
○註(3) 山本論文の「一条院想定図」等を参照した。

た。これにより、一条院において各種の朝儀を行う場合、本来の内裏により近い形式で実施しうるようになったことから、重要な変化の一つと言える。

またこの時期、織部司南門において宇佐宮の禰宜が訴え申した例も見える〔『日本紀略』寛弘五年十月一日条）。この事例から、織部司の南門は先述の建礼門の代替のほか、陽明門にも擬せられたことを示すものと考えられる。これは一条院の敷地より一町分南に離れた地点が宮城門の代わりとして認識されていることになるので、後に確立する里内裏邸宅の三町四方を「陣中」と捉える空間認識の端緒とも言えよう。

以上、第一期の一条院において確認される殿舎や門などを総合すると、その構成については、「図1」のような復原が可能となる。

## (二) 第二期一条院の構成

第二期の一条院は当初より一条天皇の皇居として使用することを目的として造営された。『御堂関白記』寛弘七年八月二十一日条には「行一条院見造、南殿・後涼殿代等未造」とあり、「南殿」とともに「後涼殿代」と称される殿舎を造営しようとしていること、また第二期一条院への遷幸当日である同年十一月二十八日には、『御堂関白記』に「宜陽殿座」が見えることから、第二期一条院は本来の内裏に准じる様式を目指して造営されたものと考えられる。

以下、第一期と同様に、第二期における里内裏一条院の殿舎・門等を確認していく。

【第四次里内裏】一条朝 寛弘七年十一月二十八日〜寛弘八年六月十三日

・南殿 『御堂関白記』寛弘七年十一月二十八日条ほか

・中殿（北対） 『日本紀略』寛弘八年六月二十二日条ほか

中殿は母屋が東西七間以上で、東西南北の廂・南又廂からなる構成であり、昼御座・二間・朝餉・上御局（上御壺寝）・殿上・夜御殿・台盤所などが存在した。<sup>(34)</sup>

・東対 『御堂関白記』寛弘八年六月二日条裏書ほか

・西対 『御堂関白記』寛弘八年六月十三日条ほか

『行類抄』一（臨時 遷幸四 造宮事）所引の寛弘七年十一月二十八日条には「西対代」と見え、ここを宜陽殿座とし、饗座として用いている。

・北二対

史料上は明確ではないが、清涼殿に宛てられた北対との位置関係からすると、『御堂関白記』寛弘七年八月二十一日条に所見する「後涼殿代」が北二対に相当する可能性がある。

・東北対 『御堂関白記』寛弘七年十一月二十八日条ほか

・東二対 『御堂関白記』寛弘八年六月二日条裏書ほか

この東北対と東二対との関係をめぐっては、かつて同一の建物か別の建物かという議論が行われた。太田静六氏は両者を別物とし、東二対を東対の東側に位置する殿舎と想定する。<sup>(35)</sup>これに対して川本重雄氏は東二対と東北対を同一のものとする。<sup>(36)</sup>『権記』及び『御堂関白記』の寛弘八年六月二日条の記事を正しく読むならば、川本氏の指摘の通り、東二対は東北対の別称であり、両者は同じ建物と解される。

・南対 『御堂関白記』寛弘八年正月二十一日条

『御堂関白記』同日条に「有弓場初事、左勝、中宮於南対覽之」と記されている。この南対については、南殿とは別の建物で、南庭のさらに南

にある殿舎とする説<sup>(37)</sup>、また南殿は天皇が臨御しているので中宮彰子の御在所とはできず、彰子の御在所である東北対から見て南に当たる東対を「南対」と称したのではないかとする説<sup>(38)</sup>がある。しかし、「東対」を「東殿」と記す用例もあるので、本稿では、この「南対」も「南殿」の意で用いたものと考えておく。

・御湯殿 『小右記』寛弘八年正月二十九日条

『小右記』同日条に「宮中有穢、是人頭置御湯殿所殿板敷下」とある。『御堂関白記』同日条には「従内、藏人惟任来門外、仰北対北方有死人頭、可為穢敷」とあるので、「北対北方」と「御湯殿所殿板敷下」は同じ場所を指すものと考えられ、第二期一条院では北対の北方に「御湯殿」があつたことがうかがえる。なお阿部秋生氏の復元案では「御湯殿」の位置が一条院の敷地の最北端（つまり北二対のさらに北側）に置かれているが<sup>(39)</sup>、この点は疑問である。平安宮内裏の清涼殿では殿舎内の西側に御湯殿があるように、一条院では北対（中殿）が清涼殿に当てられていたのであるから、「御湯殿」の位置はやはり北対の殿舎内の北側とすべきであろう。

・西北舎 『権記』寛弘八年七月八日条

第一期に見える「乾舎」と同じ建物を指すものと考えられる<sup>(40)</sup>。しかし、後述の後一条朝（第五次里内裏の期間）に所見する「西北対」とは別のものである。

・承明門 『御堂関白記』寛弘八年五月二十一日条

太田静六氏はこれを南門とする<sup>(41)</sup>。しかし、もし南門であれば同門の左右は築垣となるはずであるが、『左経記』寛仁二年正月二日条には「承明

門東廊・同門西廊」と見え、この左右には東廊・西廊が付属する。よって、この承明門は第一期の第三次里内裏期間で確認された南中門とすべきであり、それを平安宮内裏に准じて「承明門」と呼んだのであろう。

・東門 『御堂関白記』寛弘七年十一月二十八日条ほか

・西中門廊 『小右記』寛弘八年正月二十九日条

【第五次里内裏】後一条朝 長和五年六月二日〜寛仁二年四月二十八日

一条院は長和五年六月より新たに後一条天皇の里内裏として使用されるが、南殿・中殿（北対）・東対・西対・東北対など主要な殿舎は引き続き存在した（『小右記』長和五年六月二日条、『御堂関白記』寛仁元年八月二十三日条、『小右記』同年十一月十三日条など）。そうした中で、中殿（北対）については、前章で述べたように一条天皇（上皇）が崩御した殿舎であつたので、後一条天皇の里内裏とするに当たり、遷御以前に改作が行われた。

以下では、第二期の第四次里内裏期間に確認できない殿舎・門等について検討する。

・東南対 『御堂関白記』寛仁元年八月二十三日条・『左経記』同日条

東南対については、字のごとく南殿の東南にあつた殿舎とする見解がある<sup>(42)</sup>。もしそうであれば、東南対は一条朝には所見しないので、一条院が後一条天皇の皇居となるに際して新たに造営された殿舎となるが、この一例しか確認できないことから、恐らくこの東南対は東北対との比較から呼ばれた殿舎名称であり、東対と同じ建物を指すものとみられる<sup>(43)</sup>。

・西北対 『御堂関白記』寛仁二年二月二日・三月七日条

二月二日条には「召吉平令勘可参内日、定雑事、（中略）事了参内、見可候尚侍西北対」とあり、三月七日条には「早朝参内、装束西北対了、

未刻許退出、以酉時入内、戌時人々被来、東南度上達部・殿上人儲座」とある。この尚侍とは藤原道長の娘威子であり、威子が後一条天皇に入内するに当たり、一条院の中で威子の御在所とするべく西北対が新たに造営されたのである。

・承明門東廊・同門西廊 『左経記』寛仁二年正月二日条

・東門 『小右記』長和五年六月二日条

・織部司南門 『左経記』寛仁元年十二月二十七日条

『左経記』寛仁二年正月二日条の記載から、一条院は第二期において承明門と称された南中門、およびその東廊・西廊を備えていたことがわかる。しかし、その外側に南門が存在したかどうかについては確証が得られない。ただし、『同記』寛仁元年十二月二十七日条には「件陣被移東方事、是依明年御元服事也、以下織部司南門―自車、通司中、出自東門、入自左衛門陣、以申剋着座」とある。「司中」は織部司の区画の中を、「東門」は織部司の東門を、「左衛門陣」は一条院の東門をそれぞれ指し、ここでの織部司南門の用例からすると、第二期一条院においても南門は存在しなかった可能性が高い。また、この時点では一条院が九条家本『延喜式』附載の左右京図に示すような南方への半町分の拡大もいまだ行われていないことがこれらの記事からうかがえる。

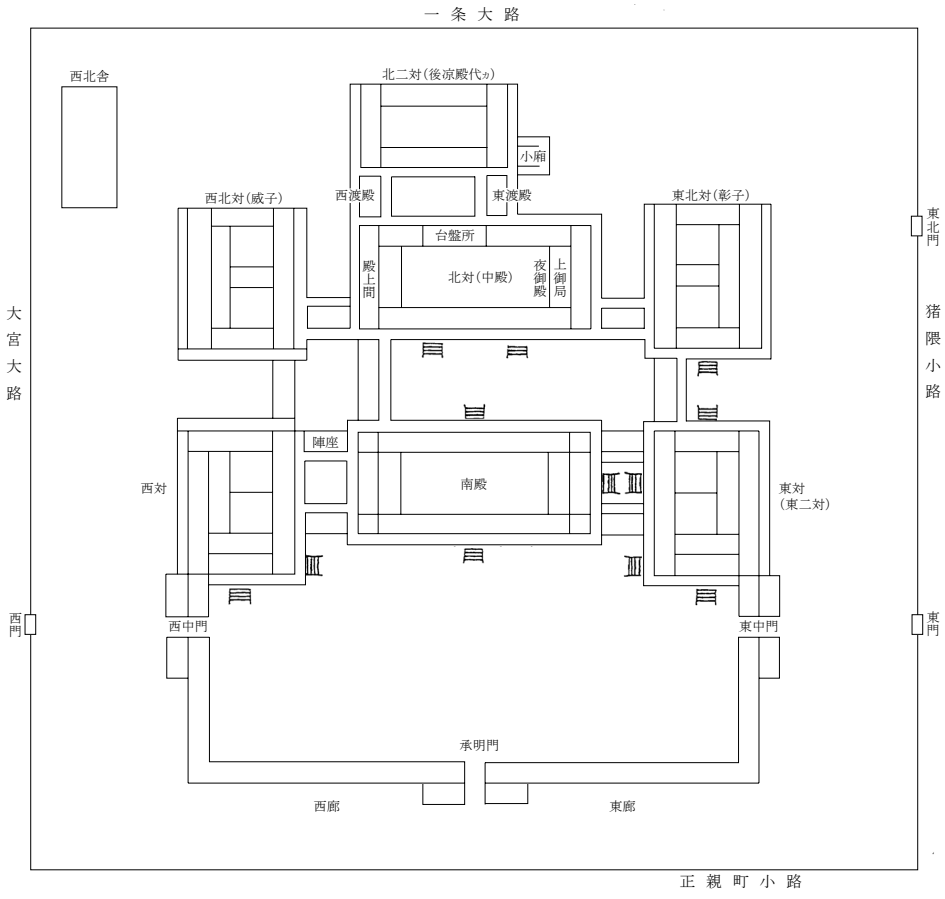
・西門 『御堂関白記』寛仁二年三月七日条

・(西) 中門 『御堂関白記』同日条

ともに藤原威子の入内の日に見える。

以上のほか、『左経記』寛仁元年七月十一日条により北大門・北門の存在を指摘する説もあるが、これは神祇官において祈年穀奉幣が行われる際に、

〔図2〕第二期里内裏一条院の復原案



○註(3) 萩谷著書の「一条院想定復原略図」、註(40) 倉本著書の「一条院内裏中枢部概念図」等を参照した。

「列立北大門東腋垣辺」「着北門座」などと見えるものであるので、ここでの北大門・北門は神祇官の門を指し、一条院のそれではない。むしろ第二期においても一条院の区画には北門など北方の門が史料上確認できないことから、それは全期間を通じて築造されなかったものと考えられる。<sup>(45)</sup>

以上のところを総合すると、第二期の一条院においては、南中門を「承明門」、北二対を「後涼殿代」、西対(代)を「宜陽殿代」と呼称するなど、本来の内裏に准じようとする意図がより明瞭にうかがえる。また後一条朝には、西北対が新たに造営されることにより、殿舎全体として、ほぼ左右対称の構成を取るようになる。その構成は「**図2**」のように復原でき、これが基本的な長久四年の焼亡まで続くことになる。

### (三) 第三期一条院の構成

第三期一条院は、天喜四年(一〇五六)二月二十二日の再建より康平二年(一〇五九)正月八日焼亡までの約三年間存続した。しかし、その間の殿舎構成については史料的な制約から、第一期・第二期のように明らかにすることが難しい。そのような中、『阿娑縛抄』所収の「安鎮法日記集」には、天喜度再建一条院の「仁寿殿」で行われた安鎮法儀礼の記録があり、そこから部分的に第三期一条院の構成をうかがうことができる。

「安鎮法日記集」によれば、この度の一条院では「南殿東脇門」「西回廊」などが確認される。「南殿」については言うまでもないが、「南殿東脇門」は、第一期・第二期の「東中門」に、「西回廊」は第一期・第二期の「西中門」から「南中門」にかけての廊にそれぞれ相当するものと考えられる。

また「安鎮法日記集」には「仁寿殿」およびその「東廂」・「西廂」・「南廂」・

「北廂」も見える。「仁寿殿」は第一期・第二期の期間では「中殿」或いは「北対」と呼ばれた殿舎に相当するものであろう。『中殿御会部類記』『群書類従和歌部所収』に引用する「大右記」天喜四年閏三月二十七日条には、未時許、着直衣参内、有御遊、先作桜樹枝、立中殿広庇、有管絃和歌事、とあり、「中殿」すなわち一条院の仁寿殿において和歌管絃会が催されているが、そこには「広庇」が存在したことも知られる。

第三期一条院の全体構成は不明であるが、中枢部は第二期とほぼ同様のものと見られ、基本的に第二期の構成を継承するものであろう。

### 三 白河院政期における一条院再建計画

白河院政期において最初に一条院の再建が議題に上ったのは、堀河朝の嘉保・永長年間である。『中右記』嘉保二年(一〇九五)十二月六日条には次のようにある。

除目座間有定、皇居可作内裏敷、将又先作一条院如何、人々多可被作内裏由被申、或又先作一条院、心閑追可被作大内者、

これによれば、皇居造営定において、本来の内裏か、或いは里内裏一条院かで議定されており、内裏造営に先立ち一条院を造営(再建)すべきであるという意見もあったことがうかがえる。また翌永長元年(一〇九六)の六月十九日にも内裏造営のことが問題となり、『後一条師通記』同日条には、

民部卿・治部卿・左大弁等来会、一条院可被作之有其沙汰、先可有内裏造宮也、以此旨院并殿令申此趣、

とあるように再び一条院の再建が議論されている。しかし、これらにおいて

は結局実現には至らなかった。

次に一条院再建が計画されたのは、鳥羽朝に入つてのことである。<sup>(46)</sup>

天永二年（一一一一）四月二十七日、幼少（九歳）の鳥羽天皇は、平安宮内裏から内大臣源雅実の邸第である土御門万里小路殿に遷御した。『殿暦』同日条に、

明年可被作皇居一条院間、従本所清凉殿依当大將軍并金神方、為避彼方忌、有此臨幸也、

とあるように、この遷御は、翌年春から予定されていた一条院の造営（再建）につき、御在所たる内裏清凉殿から見るとその方角が大將軍及び金神の所在する方向に当たるといふ理由から、方違を行うためのものであった。

ではこの度の一条院再建はいつ頃から議題に上つたのか。これより先、同年三月二十日、鳥羽殿において白河法皇は摂政藤原忠実等をして新内裏の敷地のことを議せしめた（『殿暦』・『中右記』同日条）。『中右記』によれば、この時候補に挙げた場所として、一条院、外記町、高陽院西町の三箇所があったが、陰陽師賀茂家栄・同安倍泰長の勘申により、一条院は方忌にて勅定からはずされ、また外記町は不快ということで、高陽院西町の二町が吉所と判断された。

しかし、その後方針転換が生じたらしく、同年四月九日に至ると、新皇居造営の問題について、大宰権帥大江匡房が一条院の造営（再建）を可とするよう提案したことが記されている（『中右記』同日条）。そして上述のごとく、四月二十七日には一条院を造営するという前提で方違のための遷御が行われたのである。

ところが一条院再建はこのまま順調には進まず、着工に至らないまま結局

造営自体が中止された。これは何故であろうか。その辺りの事情につき、『中右記』天永二年六月五日条には次のように記されている。

新皇居一条院可被作由、議定已了、而倩思食二内裏近日合有之、又里亭皇居強不可被忌敷、只以賀陽院為皇居如何、（中略）

皇居之事、自本御賀陽院之由、先日所奏達也、幼主御時、忽不可有大犯土造作敷、近日内裏已全、於有大事時者可令還入給也、仍強不可被作新皇居事也、

すなわち、先の議定では新皇居として一条院を造営することが決まっていたが、幼主の時期に大きな犯土造作は行うべきでないこと、本来の内裏が存するのであるからもし大事が有る場合にはそこに遷御すればよいことなどの理由から、強いて一条院を新たに造営して皇居とすることはないと判断されたのである。

その後、同年九月十二日には、摂政忠実が東三条殿において大炊殿の造営（再建）のことを議している。そして、同月二十日には、鳥羽天皇が土御門万里小路殿から高陽院東対に遷御した。しかし、翌天永三年に入ると五月十三日に高陽院が焼亡したため、翌々日に皇居造営に関する院議定が開かれ（『殿暦』・『中右記』）、鳥羽天皇は小六条殿滞在を経て、十月十九日、新造成つた大炊殿（第二期大炊殿）に遷御することとなった。

つまり、天永二年四月の段階で一旦は一条院再建の方向で決まったものが、二箇月後の六月には廢案となり、代わって大炊殿の再建ということが決着をみたのである。したがって、一条院の再建を阻んだ最も大きな理由は、その造営によって発生すると考えられた犯土造作が、幼少の鳥羽天皇に対して忌むべきものと白河上皇や貴族らが強く認識したことであつたと言えよう。<sup>(47)</sup>

おわりに

本稿における主要な論点をまとめると以下のごとくである。

まず一条院の沿革については、特に一条朝後期の御在所の変遷に注目し、寛弘五年（一〇〇八）から翌年にかけて一条天皇が一条院から平安宮内裏へ遷ったとする説に対し、『御堂関白記』に見える「大内」や「大裏」などの表記の解釈からそれが成立しがいことを指摘した。また平安宮内裏が再建されたにもかかわらず一条天皇が一条院に留まり続けた理由については、内裏焼亡が頻繁に発生していた当時にあつて、平安宮内裏を次の天皇に新造のままで譲りたいという配慮があつたものと考えた。さらにこれまで殆ど触れられていない白河院政期における一条院再建計画の実態についても検討し、それが実現に至らなかつた要因として、幼少の鳥羽天皇に対する犯土造作の影響が重んじられたことを述べた。

一方、一条院の構成に関しては、第一期・第二期を通じて一条院の南に接する織部司が、東側の別納<sup>(4)</sup>と共に里内裏機能の一部を代替していたこと、また第二期の後一条朝では「西北対」が新たに造営されたことで左右対称の構成を備え、また平安宮内裏の殿舎名称を付すようになるなど、一条院の殿舎構成の上で最も充実した時期に相当することなどを指摘した。さらに、従来一条院の復原図についてはある一時期のみを示す場合が殆どであつたが、一条院の殿舎構成の変遷を詳細に追っていくためには、ある時点だけでこれを捉えるのでは不十分であるので、本稿では第一期・第二期それぞれの復原図を提示し、里内裏全体としての構成の変遷を理解しうるように努めた。

本稿では、皇居史研究の一環として里内裏一条院を取り上げたわけであるが、さらに視点を広げ里内裏一般について考える場合、各時代の古記録・古文書等に見える「大内」等の用語を無批判に平安宮内裏と捉えることには慎重であらねばならず、その前提作業として、個々の場面においてそれぞれの意味を十分に検討することが重要である。そしてその時々々の「大内」等の表記が内裏か里内裏かを見極めることにより、皇居の確実な変遷を把握することができるとを改めて確認しておきたい。

註

(1) 平安・鎌倉時代において、里内裏は、史料上「里第」「里亭」「里内」などと表記されることも多いが、本稿では「里内裏」に統一して用いることとする。

(2) 『拾芥抄』には「一条院（一条南・大宮東、二町、謙徳公家、又為法住寺大臣為光家也、）とあり、『二中歴』には「一条院（一条南・大宮東、二丁、謙徳公家、又為光公家、）」とある（史料引用における「」内は割注を示す。以下、本文・註ともに同様）。なお、一条院及び一条院別納の位置を示す参考図を末尾に掲げる。

(3) 池田亀鑑「紫式部日記五節所の御位置につきて」（『中古国文学叢考』第三分冊、一九四七年）、阿部秋生「女房紫式部の生活していた内裏」（『人文科学科紀要』第七輯「国文学・漢文学Ⅱ」一九五五年、のち「作者のゐた内裏」と改題して同『源氏物語研究序説』東京大学出版会、一九五九年に再録）、杉崎重遠「里内裏として的一条院（序論）」（『国文学研究』四三三号、一九七一年、のち籙谷寿・加納重文・高橋康夫編『平安京の邸第』望稜舎、一九八七年に再録）、萩谷朴『紫式部日記全注釈 下巻』（角川書店、一九七三年）、山本利達「一条院の結構」（『滋賀大学教育学部紀要』二九号、一九八〇年、のち同『紫式部日記攷』清文堂、一九九二年に再録）など。

- (4) 飯淵康一『平安時代貴族住宅の研究』(中央公論美術出版、二〇〇四年) 第三章第二節「平安時代里内裏住宅の空間的秩序(二)」、溝口正人 a 「鎮宅儀礼からみた里内裏の殿舎構成―里内裏の建築様式に関する研究(その1)―」、『日本建築学会計画系論文集』五〇四号、一九九八年)、同 b 「内裏躰」の系譜―里内裏の建築様式に関する研究(その2)―」、『日本建築学会計画系論文集』五八八号、二〇〇五年) など。
- (5) 註(3)・(4)の文献以外に一条院を取り上げた研究として、太田静六『寝殿造の研究』(吉川弘文館、一九八七年) 第三章第三節「一条・後一条両天皇の一条院内裏」、加納重文「一条院」(山中裕編『古記録と日記 下巻』思文閣出版、一九九三年) などがある。なお、太田氏の著書については、最近、解説と索引が付された新装版が刊行されたが、『寝殿造の研究 新装版』吉川弘文館、二〇一〇年)、内容に関する変更は行われていない。
- (6) 関係史料については、『皇室制度史料 儀制 誕生二』(吉川弘文館、二〇〇五年) 第三章第三節(九七〜一〇五頁) を参照。
- (7) 註(4) 溝口 a・b 論文。
- (8) 『園太暦』貞和二年(二三四六) 七月二十一日条所引の「造内裏事始興造 畢間年紀御尋事」には、天喜度一条院につき「不苑造宮園々、可壞運者」と記されている。
- (9) 『平安遺文』三二七四八号、美濃国大井莊住人等解案(内閣文庫美濃国古文書)。
- (10) 『平安遺文』三二七六八号、為時解(東大寺文書四ノ三十七)。この文書には「而當時守、号一条院御材木、充七八寸木三支勘責者」とあるように、当時の山城国司が「一条院御材木」と号して東大寺領水無瀬莊に一条院の材木費を課してきたことが知られる。
- (11) 裏松固禪『皇居年表』、太田静六 a 「平安・鎌倉時代における里内裡建築の研究」(『建築史研究』一九号、一九五五年)、同 b 「寝殿造の研究」(吉川弘文館、一九八七年) 第七章第一節「平安時代における里内裏の概観」(a 論文

- を補訂)、註(3) 山本論文など。
- (12) 『御堂関白記』寛弘三年十二月十七日条。
- (13) 『御堂関白記』寛弘三年十一月二十五日条。
- (14) 註(11) 太田 b 論文では「不思議なのは寛弘二年十一月の本内裏罹災後は、本内裏の再建は放置して里内裏である一条院の再建だけを努力された」(七八五頁) と記すが、この理解は正しくない。
- (15) 橋本義彦「里内裏沿革考」、『平安時代の歴史と文学』歴史編、吉川弘文館、一九八一年、のち同『平安貴族』平凡社、一九八六年、及び註(3) 隴谷・加納・高橋編『平安京の邸第』に再録。
- (16) 上島享「平安後期国家財政の研究」、『日本史研究』三六〇号、一九九二年) 表1の注記、西井芳子「皇居略年表」、『平安京提要』角川書店、一九九四年) 寛弘五年・同六年の項、佐々木文昭「平安中・後期新制小考」、『日本古代の社会と政治』吉川弘文館、一九九五年、のち「平安中・後期の公家新制」と改題して同『中世公武新制の研究』吉川弘文館、二〇〇八年に再録) の注(37) (39) など。
- (17) 田村葉子「二宮大饗の成立と背景」、『史学研究集録』一九号、一九九四年)。
- (18) 『御堂関白記』における「大内」などの用語については、築島裕監修『陽明文庫蔵本御堂関白記自筆本總索引』一・二(汲古書院、一九九五年) を参照。
- (19) 『権記』長保元年(九九九) 九月八日条に記す「大内」も一条院を指すものである。なお、参考までに平安時代後期における「大内」と皇居との関係についても例示しておく。まず平安宮内裏不在期間の「大内」の例として、次のような堀河天皇の皇居のケースがある。
- 『中右記』寛治七年(一〇九三) 三月十三日条「大内今夜於北对有五壇法」このとき内裏は不在であり、皇居は里内裏堀河院であった。したがって「大内」は堀河院を指し、ここで『中右記』は里内裏堀河院を「大内」と表記している。
- 『時範記』康和元年(一〇九九) 正月二十四日条「早且大地震、馳參大内、

殿下令參給、即以出御、下官退出」

このときも内裏は不在であり、皇居は里内裏高陽院であった。したがって「大内」は高陽院を指し、ここでの『時範記』も里内裏高陽院を「大内」と表記しているのである。すなわち、平安後期においても平安宮内裏不在期間に「大内」という用語が使用されており、その意味するところは、時々皇居となっていた里内裏を指し示すものであった。

次に平安宮内裏存在期間の「大内」の事例を列記する。

○『隆方朝臣記』天喜五年（一〇五七）十二月二十日条「被補職事之後、今日初參大内、日者故障連々、于今遅々、昨日又内裏御衰日也、仍雖有衰日之懼、仰承遲參天氣取參内也」

平安宮内裏は、天喜五年正月五日に造宮叙位が行われていることより、これ以前には完成していたが、新造内裏への遷御は行われていなかった。したがって、ここに見える「大内」は平安宮内裏ではなく、当時の後冷泉天皇の里内裏一条院を指すものと考えられる。

○『殿曆』長治二年（一一〇五）三月五日条「今日於大内有和歌事」

このときも平安宮内裏は存在していたが、当時堀河天皇は里内裏堀河院にいたことが確実なので、この「大内」もその里内裏堀河院を示すものとして使用されている。

○『山槐記』治承三年（一一七九）二月二十八日条「殿上人向大内、〈当時、皇居閑院、〳〵南殿花」

これは「当時、皇居閑院」という割注から明らかなように、「大内」が平安宮内裏ではなく、当時高倉天皇の御在所であった里内裏閑院を指している事例である。

以上を要するに、史料上「大内」と見える場合、平安宮内裏が不在のときだけでなく、それが存在する期間においても、「大内」は必ずしも平安宮内裏のみを指すのではなく、皇居として使用されていたその時々々の里内裏を意味する場合も少なからずあったのであり、このことには常に注意を払わなければならない

い。

(20) なお「大裏」もしくは「太裏」という表記は『御堂関白記』において散見されるものであり、他の古記録では『左経記』万寿三年（一〇二六）閏五月二十八日条に「大裏」とあるほかは殆ど見られない。

(21) 枇杷殿に「中堂」（御堂）が存在することについては、野口孝子「平安時代における枇杷殿の伝領について」『古代文化』三三巻七・八号、一九七六年、のち註（3）隴谷・加納・高橋編『平安京の邸第』に再録）を参照。

(22) このたびの内裏造営については、三条朝の長和四年（一〇一五）十一月十七日内裏焼亡、後一条朝の長和五年四月六造内裏立柱・遷御日時定、寛仁元年（一〇一七）十月十六日造内裏延期、寛仁二年三月九日新造内裏にて仁王経・安鎮国家法を修す、同年四月二十八日新造内裏遷御、という経過をたどる。

(23) 詫間直樹編『皇居行幸年表』（続群書類従完成会、一九九七年）八六〳八七頁の記載は、この考え方に基づいている。

(24) 註（5）太田論文では「一番大きな理由は、一条院が一条天皇の生母である藤原詮子の御在所であるため」（二八三頁）と記す。長保元年に一条院が里内裏となつて以降、詮子は天皇と同居せず、同三年に崩御するので、かつて母后の御在所であったことを天皇が偲んで居住し続けたという考え方かと思われるが、かかる説明を第三次里内裏となる寛弘三年以降にも及ぼすことは困難であろう。

(25) 『御堂関白記』寛弘六年十月五日条には「定申御在所、依無方忌枇杷殿可御渡者」と記され、方忌に当たらないという理由から枇杷殿が里内裏に選ばれた。しかし、この時、平安宮内裏に対して方忌があったとする史料は確認できない。

(26) 註（16）佐々木論文。

(27) こうした試みは、すでに註（3）萩谷著書・山本論文や川本重雄『寝殿造の研究』（私家版、一九八二年）などでも行われている。萩谷・山本両氏は第一期一条院のみを対象として復原し、川本著書二〇八〳二一一頁では、第一期

- 一条院（川本氏のいう第Ⅱ期）において、  
 寢殿、北対（中殿）、北二対、西渡殿、軒廊、西対、西七間檜皮屋、西中門、  
 同南廊、西門、西北門、東対、東北対、東中廊、南廊、東廊、東北門、  
 の存在を、また第二期一条院（川本氏のいう第Ⅲ期）において、  
 寢殿（南殿）、北対（中殿）、西北渡殿、中渡殿、軒廊、西対代、西北対、西  
 中門、（承明門東廊・西廊）、東対、東北対、北渡殿、東門、別納東対、  
 の存在を指摘する。
- (28) 山本幸司『穢と大祓』（平凡社、一九九二年）、三宅和朗『古代国家の神祇  
 と祭祀』（吉川弘文館、一九九五年）等参照。
- (29) 藤田勝也「北対考」、『日本建築学会計画系論文報告集』四〇八号、  
 一九九〇年、のち「北対の変容」と改題して同『日本古代中世住宅史論』中央  
 公論美術出版、二〇〇二年に再録。
- (30) 註(5) 太田論文。なお山田邦和「左京全町の概要」、『平安京提要』角川  
 書店、一九九四年）も太田氏の復原案に拠り同様の見解を示す。
- (31) 宮内庁書陵部所蔵、伏見宮本（伏一四二四）一卷。なお東山御文庫本の写  
 本では「菊花御宴記」（勅五六―二六）、京都御所東山御文庫記録では「寛弘四  
 年九月九日記」と題する。
- (32) 中町美香子「平安時代中後期の里内裏空間」、『史林』八八巻四号、  
 二〇〇五年）。
- (33) 註(3) 山本論文。
- (34) 註(29) 藤田論文。
- (35) 註(5) 太田論文。
- (36) 川本重雄「一条院東二対再論」、『日本建築学会北海道支部研究報告集』  
 五八号、一九八五年）。なお同様の考察は国文学の方面でも行われており、清  
 水好子・黒田由美子「権記試解―一条院御譲位記（一）」（関西大学『国文学』  
 五一号、一九七五年）において同じことが早くに指摘されている。
- (37) 岸元史明「寢殿造の復元」、『平安京地誌』講談社、一九七四年）。
- (38) 山中裕編『御堂関白記全註釈 寛弘八年』（思文閣出版、二〇〇七年）  
 一四〇―一五頁。
- (39) 註(3) 阿部論文。
- (40) 倉本一宏『一条天皇』（人物叢書、吉川弘文館、二〇〇三年）二〇四頁。
- (41) 註(5) 太田論文。
- (42) 註(37) 岸元論文。
- (43) 山中裕編『御堂関白記全註釈 寛仁元年』（国書刊行会、一九八五年）  
 一六九頁では、この日皇太后が「一条院の東北対より東南対（東対）に移られ  
 た」とする。
- (44) 註(37) 岸元論文。
- (45) 註(5) 太田論文一八七頁の一条院推定復原図でも「北門」を記すが、そ  
 の根拠は不明である。
- (46) 平山育男「鳥羽天皇御所について」、『建築史学』一八号、一九九二年）。
- (47) ちなみに『中右記』嘉承二年七月十九日条によれば、堀河天皇が崩御に至っ  
 た原因の一つにも犯土造作が挙げられている。註(4) 溝口 a 論文を参照。な  
 お平安時代後期における犯土造作の特質については、詫間直樹「平安後期の犯  
 土造作について」、『建築史学』二五号、一九九五年）でも触れた。
- (48) 一条院別納は一条院の附属施設であり、一般には一条院の財政や物資の調  
 達などを担当する機関と考えられている（『平安時代史事典』、『平安京提要』  
 等）。別納が一条院の附属施設として用いられた例としては、まず寛弘六年  
 （二〇〇九）、この区画に一条天皇の皇后藤原彰子の「中宮別納庁」が置かれて  
 いたことが見える（『日本紀略』同年四月六日条）。またその翌年には別納が皇  
 太子の御在所として利用された（『日本紀略』寛弘七年十二月二日条に「亥刻、  
 東宮（居貞親王）自故左大臣一条第遷御一条院別納庁」とあるように、このと  
 き一条院を皇居としていた一条天皇に対し、皇太子居貞親王（冷泉天皇皇子）は、  
 故左大臣源雅信の一条第から一条院別納に居所を移したのである（『御堂関白  
 記』同日条は「東宮遷給東院」、「権記」同日条は「東宮遷御一条院東町」と記す）。

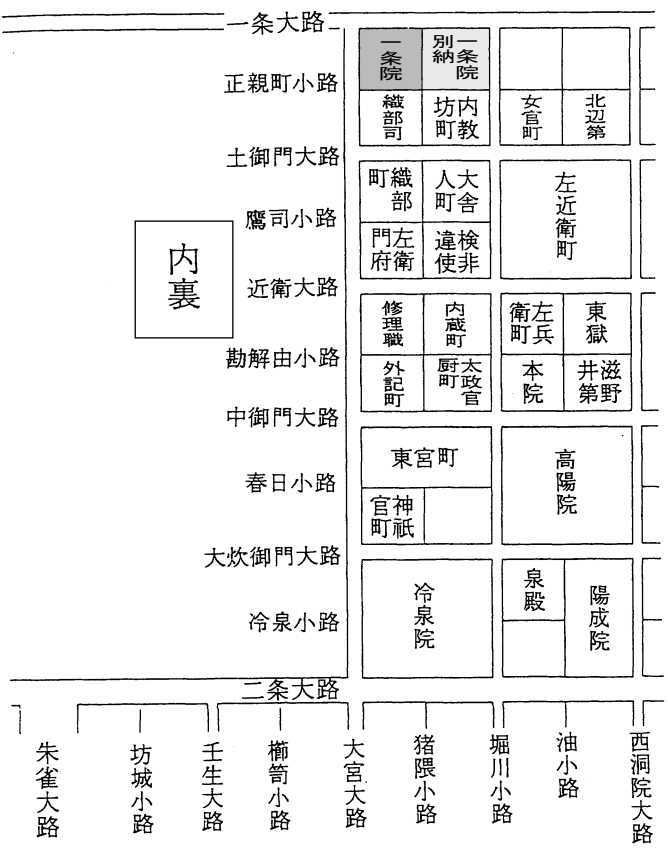
その十二日後には「成剋尚侍（藤原妍子）今夜参東宮、曹司一条別納東対、」  
 『権記』同年十二月十四日条）とみえ、皇太子妃の尚侍藤原妍子も同じく一条  
 院別納に移っている。なおここでは皇太子の「曹司」を別納の「東対」と具体  
 的に記しており、部分的ながら別納内部の殿舎構成がうかがえる。妍子は翌寛  
 弘八年九月十日にも「従内退出、後尚侍渡一条院別納給、是太内依有方忌也」  
 『御堂関白記』同日条）とあり、方忌時における臨時の御在所としても使用して  
 いる。その後、寛仁元年（一〇一七）八月九日に敦良親王が立太子すると、同月  
 二十三日には「参大内、此日春宮庁初、別納東対東面、従内御鋸渡、件御鋸代々  
 物也、而未渡前坊（敦明親王）候大内也」  
 『御堂関白記』寛仁元年八月二十三  
 日条）とあるように、別納「東対」の東面にて春宮庁初めが行われたが、その際、  
 里内裏一条院の後一条天皇より別納にいた皇太子敦良親王に壺切御剣が渡され  
 た。また万寿二年（一〇二五）三月十一日には、皇太子敦良親王妃の尚侍藤原  
 嬉子が懐妊によって一条院別納に退出している（『小右記』同日条）。嬉子は同  
 年四月十六日に一条院別納より上東門院の東対へ移っている。懐妊中、一  
 箇月余りを別納で過ごしたことになる。

以上は皇后・皇太子・同妃等による一条院別納の使用例であるが、摂政が別  
 納の中に直廬を設けていたこともあった。

- ・以亥時渡別納、  
 『御堂関白記』長和五年（一〇一六）七月五日条）
  - ・申時許行一条、還別納、此間雨下、尚侍（藤原威子）同車、尚侍今朝渡一条  
 也、是院東垣一許破、対別納門也、仍渡給也、  
 『同記』同年七月十一日条）
  - ・申時上表、即資平為勅答使来、於別納上之、南面三間儲使座、  
 『同記』同年十月二日条）
  - ・参内、入夜戌時許渡別納、  
 『同記』寛仁元年（一〇一七）二月六日条）
- これら是一条院別納の中に後一条天皇の摂政藤原道長の宿所があったことを示  
 す。また『御堂関白記』寛仁二年（一〇一八）三月二十八日条の「従夜雨降、  
 直物云々、摂政（藤原頼通）物忌候別納者、今日直物両大臣不参延引者」によ  
 れば、摂政頼通も道長同様に宿所を有していたことが知られる。さらに、

- ・於別納有除目事、右大臣・内大臣被来、自余如常、任人五人、  
 『御堂関白記』長和五年十月十日条）（摂政道長）
  - ・除目儀初、於別納有儀、  
 『同記』寛仁元年正月二十二日条）（摂政道長）
  - ・宣命了坊官除目、大臣・大弁着摂政宿所（別納）任之、清書下式部、召仰啓陣、  
 （近衛）参宮、坊官傳以下啓慶由、  
 『同記』同年八月九日条）（摂政頼通）
- などの事例によれば、別納にある摂政直廬において、道長や頼通が除目を行って  
 いたことが確認できる。

「参考図」一条院・一条院別納の位置



『平安京提要』所収の図をもとに改変